# 障害者支援施設における地域移行を推進するための取組

○　障害者支援施設から地域生活への移行を推進するため、運営基準の見直しや、報酬の見直し・拡充を行う。

## ①　運営基準の見直し（地域移行及び施設外の日中サービス利用の意向を確認）

○　すべての施設入所者に対して、地域生活への移行に関する意向や施設外の日中活動系サービスの利用の意向について確認し、本人の希望に応じたサービス利用になるようにしなければならないことを規定。

○　また、以下の①、②の体制の整備を令和６年度から努力義務化。令和８年度から義務化するとともに、未対応の場合は減算の対象とする。

①地域移行及び施設外の日中サービスの意向確認を行う担当者を選任すること

②意向確認の記録や意向を踏まえた個別支援計画を作成することなど、意向確認のマニュアルを作成していること

【新設】
地域移行等意向確認体制未整備減算５単位／日

## ②　基本報酬の見直し

○　利用定員の変更をしやすくするため、基本報酬の利用定員ごとの報酬設定を、10人ごとに設定。

【現行】

| 利用定員 | 区分6 | 区分5 | 区分4 | 区分3 | 区分2以下 |
|---|---|---|---|---|---|
| 40人以下 | 459単位 | 387単位 | 312単位 | 236単位 | 171単位 |
| 41人以上<br>60人以下 | 360単位 | 301単位 | 239単位 | 188単位 | 149単位 |
| 61人以上<br>80人以下 | 299単位 | 251単位 | 201単位 | 165単位 | 135単位 |
| 81人以上 | 273単位 | 226単位 | 181単位 | 149単位 | 128単位 |

【見直し後】

| 利用定員 | 区分６ | 区分５ | 区分４ | 区分３ | 区分２以下 |
|---|---|---|---|---|---|
| 40人以下 | 463単位 | 392単位 | 316単位 | 239単位 | 174単位 |
| 41人以上<br>50人以下 | 362単位 | 303単位 | 240単位 | 189単位 | 150単位 |
| 51人以上<br>60人以下 | 355単位 | 297単位 | 235単位 | 185単位 | 147単位 |
| 61人以上<br>70人以下 | 301単位 | 252単位 | 202単位 | 166単位 | 137単位 |
| 71人以上<br>80人以下 | 295単位 | 247単位 | 198単位 | 163単位 | 133単位 |
| 81人以上 | 273単位 | 225単位 | 181単位 | 150単位 | 129単位 |

## ③　地域生活への移行を推進するための評価の拡充

○　地域移行に向けた動機付け支援として、グループホーム等の見学や食事利用、地域活動への参加等を行った場合の評価の拡充。

【新設】地域移行促進加算（Ⅱ）　60単位／日

○　前年度において障害者支援施設から地域へ移行し、６か月以上地域での生活が継続している者が１名以上いる場合かつ入所定員を１名以上減らした実績を評価する加算を創設。

【新設】地域移行支援体制加算　　例：利用定員が41人以上50人以下、区分６の場合　９単位／日

○　送迎加算について、障害者支援施設と隣接していない日中活動系の事業所への送迎した場合には、施設入所者を加算の対象とするよう見直し。

# グループホームから希望する一人暮らし等に向けた支援の充実

## ①グループホーム入居中における一人暮らし等に向けた支援の充実

【現　　行】自立生活支援加算　500単位/回　＊入居中2回、退居後1回を限度
【見直し後】（新設）**自立生活支援加算(Ⅰ)**　**1,000単位/月**　＊ 6ヶ月。個別支援計画を見直した上で支援を実施。介護サービス包括型、外部サービス利用型が対象。
（現行）自立生活支援加算(Ⅱ)　500単位/回　＊入居中2回、退居後1回を限度。日中サービス支援型対象
（新設）**自立生活支援加算(Ⅲ)**　**80単位/日**　＊移行支援住居。3年間。介護サービス包括型、外部サービス利用型において、共同生活住居単位で実施。
※　利用者がグループホームの継続的な利用を希望している場合や意思の表明が十分に確認できていない場合、事業所や支援者の都合による場合等については、加算の対象外。

【新設】**ピアサポート実施加算**　**100単位/月**　＊自立支援加算(Ⅲ)に加算
【新設】**居住支援連携体制加算**　**35単位/月**、**地域居住支援体制強化推進加算**　**500単位/回**（月1回を限度）　＊自立支援加算(Ⅰ)に加算
＊移行支援住居の入居者については、自立支援加算（Ⅲ）として一括して評価。

## ②グループホーム退居後における支援の評価

【新設】**退居後共同生活援助サービス費・退居後外部サービス利用型共同生活援助サービス費**　**2,000単位/月**　＊退居後3ヶ月　自立支援加算(Ⅰ)又は(Ⅲ)を算定した者が対象。
【新設】**退居後ピアサポート実施加算**　**100単位/月**　＊退居後共同生活援助サービス費、退居後外部サービス利用型共同生活援助サービス費に加算

## 1．グループホーム入居中に一人暮らし等を希望した利用者に対する支援

**入居前**
**個別支援計画等の作成**

個別支援会議等

**グループホーム**
・介護サービス包括型
・外部サービス利用型

**生活支援**

グループホームを利用していく中で、新たな生活の希望が出てきた場合（期間の定めはない）

**入居中**
**個別支援計画の見直し**

個別支援会議
本人の希望する生活や意思について共有

**自立支援加算（Ⅰ）**

個別支援計画を見直した上で、希望する生活に向けて住居の確保等の支援を受ける（6か月）

**一人暮らし等へ**

## 2．グループホーム入居前から一人暮らし等を希望する利用者に対する支援

**入居前**
**個別支援計画等の作成**

個別支援会議等

利用前に本人の希望する生活や意思について共有

**グループホーム**
・移行支援住居の定員は2人以上7人以下。

**自立支援加算（Ⅲ）**

住まいの確保

グループワーク等

居住支援法人・協議会等との連携・報告

ピアサポート実施加算

同じ目的を持った仲間と共に希望する生活を目指す住居の確保や退居後の生活に向けた支援を受ける（3年間）

## 3．退居後の支援

**退居後共同生活援助サービス費**

新しい暮らしに馴染むため、一定期間、関係性のあるグループホームの職員が訪問により支援（3か月）

＋

退居後ピアサポート実施加算

＋

居宅介護等

＊サービス管理責任者は、ソーシャルワークの専門職（社会福祉士や精神保健福祉士）を常勤専従で７：１以上で配置。
日中からの同行支援や会議体への参加等の居住の確保に関する支援、グループワークによる支援等を評価する。

# 共同生活援助における支援の実態に応じた報酬の見直し

## ①強度行動障害を有する者の受入体制の強化

○　受入体制を強化するため、重度障害者支援加算の評価を拡充するとともに、利用者の状態や環境の変化に適応するための初期のアセスメント等の評価を新設する。

【拡充】重度障害者支援加算（Ⅰ）：（受入）360単位／日　＊行動関連項目**18点以上**の者を受入れ、要件を満たした場合、さらに**＋150単位／日**
【新設】（初期）**500単位／日**　＊180日間を限度。行動関連項目**18点以上**の利用者の場合、さらに　**＋200単位／日**
【拡充】重度障害者支援加算（Ⅱ）：（受入）180単位／日　＊行動関連項目**18点以上**の者を受入れ、要件を満たした場合、さらに**＋150単位／日**
【新設】（初期）**400単位／日**　＊180日間を限度。行動関連項目**18点以上**の利用者の場合、さらに　**＋200単位／日**

## ②　基本報酬区分の見直し等

○　障害支援区分ごとの基本報酬について、重度障害者の受入れなどサービスの支援内容や経営の実態等を踏まえて見直す。
○　世話人の配置基準に応じた基本報酬区分を改め、サービスの提供時間の実態に応じて加算する報酬体系へと見直す。

介護サービス包括型の例（世話人の配置６：１以上）
【現　　行】共同生活援助サービス費（Ⅲ）　区分６：583単位　区分５：467単位　区分４：387単位　区分３：298単位　区分２：209単位　区分１以下：170単位（単位／日）
【見直し後】共同生活援助サービス費**（Ⅰ）**　区分６：**600**単位　区分５：**456**単位　区分４：**372**単位　区分３：**297単位**　区分２：**188**単位　区分１以下：**171**単位（単位／日）

＋

特定従業者数換算方法（週40時間で換算）で利用者の数に対して一定以上の世話人又は生活支援員が加配されている事業所に対して加算する。
【新　　設】人員配置体制加算（Ⅰ）　区分４以上　**83単位／日**　区分３以下　**77単位／日**　＊特定従業者数換算方法で12：1以上の世話人等を加配
人員配置体制加算（Ⅱ）　区分４以上　**33単位／日**　区分３以下　**31単位／日**　＊特定従業者数換算方法で30：1以上の世話人等を加配

人員配置体制加算 ＋ 各種加算
新基本報酬 ＋ 各種加算

## ③　日中支援加算の見直し

○　日中支援加算（Ⅱ）について、支援を提供した初日から評価を行うなどの支援の実態に応じた見直しを実施する。

【現　　行】　支援の**3日目**から算定可
【見直し後】　支援の**初日**から算定可　＊介護サービス包括型及び外部サービス利用型を対象とし、日中サービス支援型は当該加算の対象外とする。

## ④　個人単位の居宅介護等の利用の特例的取扱い

○　令和６年３月31日までとされている重度障害者の個人単位の居宅介護等の利用については、重度障害者の受入体制の確保の観点から、特例的取扱いを延長する。
その上で、居宅介護等を８時間以上利用する場合については、所定単位数の**100分の95**に相当する単位数を算定する。

# 共同生活援助における支援の質の確保（地域との連携）

○　障害者部会報告書において、
- 障害福祉サービスの実績や経験があまりない事業者の参入により、障害特性や障害程度を踏まえた支援が適切に提供されないといった支援の質の低下が懸念される。
- 居住や生活の場であり、運営が閉鎖的になるおそれのあるサービス類型については、地域の関係者を含む外部の目を定期的に入れることが、事業運営の透明性を高め、一定の質の確保につながるものと考えられ、介護分野の運営推進会議を参考とした仕組みを導入することが有効と考えられる。

との指摘があった。

○　これを踏まえ、運営基準において、各事業所に地域連携推進会議を設置して、地域の関係者を含む外部の目（又は第三者による評価）を定期的に入れる取組を義務づける。（施設入所支援も同様）

**«地域との連携等【新設】»**

①　利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される地域連携推進会議を開催し、おおむね１年に１回以上、運営状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

②　会議の開催のほか、おおむね１年に１回以上、会議の構成員が事業所を見学する機会を設けなければならない。

③　①の報告、要望、助言等についての記録を作成し、これを公表する。

※　外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として都道府県知事が定めるものを講じている場合には、適用しない。

※　日中サービス支援型における協議会への報告義務は、これまでと同様。

※　上記規定は、令和６年度から努力義務化、令和７年度から義務化。

# 自立生活援助・地域移行支援・地域定着支援の充実

## ① 対象者の明確化（自立生活援助、地域定着支援）

○ 同居する家族に疾病、障害等のない場合でも、本人の生活環境が大きく変わるタイミングなどに手厚い支援が必要となる場合に、サービスが利用できる対象者を明確化する。

## ② 基本報酬の見直し（自立生活援助、地域移行支援、地域定着支援）

○ 障害者の地域移行の推進や経営の実態等を踏まえ、基本報酬を見直す。
○ 効果的な支援の提供が可能と認められる場合には、月１回の訪問に加えて、テレビ電話等を活用した支援が可能となるよう、サービス提供の方法を弾力化するとともに、支援の実態に応じた基本報酬区分を新設する。

| | | | |
|---|---|---|---|
| **自立生活援助** | 【現　　行】 | 自立生活援助サービス費（Ⅰ）1,558単位／月（30人未満） | 1,090単位／月（30人以上） |
| | | 自立生活援助サービス費（Ⅱ）1,166単位／月（30人未満） | 817単位／月（30人以上） |
| | 【見直し後】 | 自立生活援助サービス費（Ⅰ）**1,566**単位／月（30人未満） | **1,095**単位／月（30人以上） |
| | | 自立生活援助サービス費（Ⅱ）**1,172**単位／月（30人未満） | **821**単位／月（30人以上） |
| | 【新　　設】 | **自立生活援助サービス費（Ⅲ）　700単位／月**　＊居宅への訪問とテレビ電話等を活用した支援をそれぞれ月1回ずつ以上で算定 | |
| **地域移行支援** | 【現　　行】 | 地域移行支援サービス費（Ⅰ）3,504単位／月　（Ⅱ）3,062単位／月、　（Ⅲ）2,349単位／月 | |
| | 【見直し後】 | 地域移行支援サービス費（Ⅰ）**3,613**単位／月　（Ⅱ）**3,157**単位／月　（Ⅲ）**2,422**単位／月 | |
| **地域定着支援** | 【現　　行】 | ・体制確保費　306単位／月　緊急時支援費（Ⅰ）712単位／日　緊急時支援費（Ⅱ）95単位／日 | |
| | 【見直し後】 | ・体制確保費　**315**単位／月　緊急時支援費（Ⅰ）**734**単位／日　緊急時支援費（Ⅱ）**98**単位／日 | |

## ③ 集中的な支援の評価（自立生活援助）

○ 利用者の支援の必要性に応じて、おおむね週１回を超えて訪問による支援を集中的に実施した事業所に対する加算を新設する。

【新設】集中支援加算　**500単位／月**
＊自立生活援助サービス費(Ⅰ)において、月6回以上の訪問による支援を実施した場合に加算

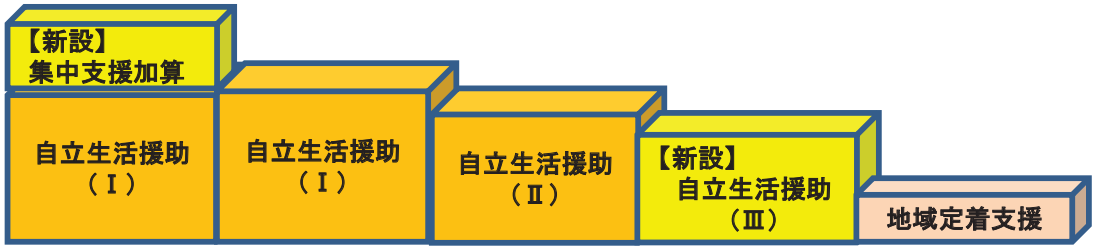


## ④ サービス提供体制の推進（自立生活援助）

○ 併設する相談支援事業所において、地域相談支援の業務に従事する相談支援専門員を配置することで、自立生活援助事業所のサービス管理責任者とみなすことができるよう、人員基準を見直す。
○ サービス管理責任者を常勤専従で自立生活援助事業所に配置する場合には、配置基準を60：１とする。
○ 多様な事業主体の参入を促す観点から、現行、一定の要件を満たす障害福祉サービス事業者等に限定されている実施主体に係る要件を廃止する。

# 地域における自立した生活を送るための機能訓練・生活訓練の充実等

## ① 社会生活の自立度評価指標（SIM）の活用と報酬上の評価（機能訓練、生活訓練）※宿泊型自立訓練を除く

○ 標準化された支援プログラムの実施と社会生活の自立度評価指標（SIM）に基づく効果測定を行い、これらの内容を公表している事業所を評価する。

**機能訓練** 【一部新設】 リハビリテーション加算（Ⅰ） 48単位／日 ＊頸髄損傷による四肢麻痺等の状態にある者**又は現行の要件に加えてSIMを活用して評価を実施等した場合**

**生活訓練** 【一部新設】 個別計画訓練加算**（Ⅰ）** **47単位／日** ＊**現行の要件に加えてSIMを活用して評価を実施等した場合**

## ② 基本報酬の見直し（生活訓練）

○ 障害者の地域移行の推進や経営の実態等を踏まえ、基本報酬を見直す。

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 生活訓練サービス費（Ⅰ） | （例：利用定員が20人以下の場合） | 【現行】748単位／日 | 【見直し後】**776**単位／日 | |
| 生活訓練サービス費（Ⅱ） | （例：視覚障害者に対する専門的訓練の場合） | 【現行】750単位／日 | 【見直し後】**779**単位／日 | ＊機能訓練も同様 |
| 生活訓練サービス費（Ⅲ） | （例：利用期間が２年間以内の場合） | 【現行】271単位／日 | 【見直し後】**281**単位／日 | |

## ③ピアサポートの専門性の評価（機能訓練、生活訓練）※宿泊型自立訓練を除く

○ 利用者の自立に向けた意欲の向上や、地域生活を続ける上での不安の解消等に資する観点から、ピアサポートの専門性を評価する。

【新規】ピアサポート実施加算 **100単位／月**

## ④支援の実態に応じた報酬の見直し（宿泊型自立訓練）

○ 日中支援加算について、支援を提供した初日から評価する。

【現　　行】 支援の**3日目**から算定可
【見直し後】 支援の**初日**から算定可

## ⑤リハビリテーション職の配置基準の見直し（機能訓練）

○ 人員配置基準を見直し、看護職員、理学療法士と作業療法士の他に言語聴覚士を加える。（生活介護も同様）

## ⑥提供主体の拡充（機能訓練）

○ 病院及び診療所並びに通所リハビリテーション事業所において、共生型サービス又は基準該当サービスの提供を可能とする。

## 高次脳機能障害を有する者への支援に対する評価

○ 高次脳機能障害に関する研修を受講した常勤の相談支援専門員を配置する相談支援事業所を評価する。

【新設】高次脳機能障害支援体制加算（Ⅰ）**60単位／日** ＊対象者あり
高次脳機能障害支援体制加算（Ⅱ）**30単位／日** ＊対象者なし

○ 高次脳機能障害を有する利用者が一定数以上であって、専門性を有する職員が配置されている通所サービスや居住サービスを評価する。

【新設】高次脳機能障害者支援体制加算 **41単位／日**

# 就労移行支援事業の安定的な事業実施

## 就労移行支援事業所の利用定員規模の見直し

○　利用定員規模を見直し、定員10名以上からでも実施可能とする。

## 支援計画会議実施加算の見直し

○　地域の就労支援機関等と連携して行う支援計画会議の実施を促進する観点から、会議前後にサービス管理責任者と情報を共有することを条件に、サービス管理責任者以外の者が出席する場合でも加算の対象とする。

○　この加算は地域の就労支援機関等と連携することにより、地域のノウハウを活用し支援効果を高めていく取組であることから、名称を「地域連携会議実施加算」に変更する。

【現行】

**【支援計画会議実施加算】583**単位／回
（１月につき１回かつ１年につき４回を限度）

・算定に当たっては、サービス管理責任者の会議参加が必須。

【見直し後】

**【地域連携会議実施加算】（Ⅰ）583**単位／回
・算定に当たっては、サービス管理責任者の会議参加が必須。

**【地域連携会議実施加算】（Ⅱ）408**単位／回
・利用者の状況を把握し、支援計画に沿った支援を行う職業指導員、生活支援員又は就労支援員等が会議に参加し、会議の前後にサービス管理責任者に情報を共有した場合に算定。

※算定は(Ⅰ)(Ⅱ)合わせて１月につき１回かつ１年につき４回を限度とする。

# 就労継続支援Ａ型の生産活動収支の改善と効果的な取組の評価

## スコア方式による評価項目の見直し

○　**経営状況の改善や一般就労への移行等を促すため、スコア方式による評価項目を以下のように見直し。**

- 労働時間の評価について、平均労働時間が長い事業所の点数を高く設定する。
- 生産活動の評価について、生産活動収支が賃金総額を上回った場合には加点、下回った場合には減点する。
- 「生産活動」のスコア項目の点数配分を高くするなど、各評価項目の得点配分の見直しを行う。
- 利用者が一般就労できるよう知識及び能力の向上に向けた支援の取組を行った場合について新たな評価項目を設ける。
- 経営改善計画書未提出の事業所及び数年連続で経営改善計画書を提出しており、指定基準を満たすことができていない事業所への対応として、新たにスコア方式に経営改善計画に基づく取組を行っていない場合の減点項目を設ける。

【現行】

| 評価指標 | | 判定スコア |
|---|---|---|
| **労働時間** | 1日の平均労働時間により評価 | ５点～８０点で評価 |
| **生産活動** | 前年度及び前々年度における生産活動収支の状況により評価 | ５点～４０点で評価 |
| **多様な働き方** | 利用者が多様な働き方を実現できる制度の整備状況とその活用実績により評価 | ０点～３５点で評価 |
| **支援力向上** | 職員のキャリアップの機会を組織として提供している等、支援力向上に係る取組実績により評価 | ０点～３５点で評価 |
| **地域連携活動** | 地元企業と連携した高付加価値の商品開発、施設外就労等により働く場の確保等地域と連携した取組実績により評価 | ０点～１０点で評価 |

【見直し後】

| 評価指標 | | 判定スコア |
|---|---|---|
| **労働時間** | 1日の平均労働時間により評価 | ５点～９０点で評価 |
| **生産活動** | 前年度及び前々年度における生産活動収支の状況により評価 | －２０点～６０点で評価 |
| **多様な働き方** | 利用者が多様な働き方を実現できる制度の整備状況により評価 | ０点～１５点で評価 |
| **支援力向上** | 職員のキャリアップの機会を組織として提供している等、支援力向上に係る取組実績により評価 | ０点～１５点で評価 |
| **地域連携活動** | 地元企業と連携した高付加価値の商品開発、施設外就労等により働く場の確保等地域と連携した取組実績により評価 | ０点～１０点で評価 |
| **経営改善計画** | 経営改善計画の作成状況により評価 | －５０点～０点で評価 |
| **利用者の知識及び能力向上** | 利用者の知識及び能力の向上のための支援の取組状況により評価 | ０点～１０点で評価 |

# 就労継続支援Ｂ型の工賃向上と効果的な取組の評価

## 平均工賃の水準に応じた報酬体系の見直し

○　平均工賃月額に応じた報酬体系について、平均工賃月額が高い区分の基本報酬の単価を引上げ、低い区分の単価を引下げる。
○　「利用者の就労や生産活動等への参加等」をもって一律に評価する報酬体系について、収支差率を踏まえた基本報酬の設定。
○　多様な利用者への対応を行う事業所について、さらなる手厚い人員配置ができるよう、新たに人員配置「６：１」の報酬体系を創設。

### （１）「平均工賃月額」に応じた報酬体系

| 平均工賃月額 |
|---|
| 4.5万円以上 |
| 3.5万円以上4.5万円未満 |
| 3万円以上3.5万円未満 |
| 2.5万円以上3万円未満 |
| 2万円以上2.5万円未満 |
| 1.5万円以上2万円未満 |
| 1万円以上1.5万円未満 |
| 1万円未満 |

高工賃の事業所を更に評価

単価引上げ

単価引下げ

基本報酬

**従業員配置６：１（新設）**　定員20人以下の場合

| 平均工賃月額 | 基本報酬 |
|---|---|
| 4.5万円以上 | 837単位/日 |
| 3.5万円以上4.5万円未満 | 805単位/日 |
| 3万円以上3.5万円未満 | 758単位/日 |
| 2.5万円以上3万円未満 | 738単位/日 |
| 2万円以上2.5万円未満 | 726単位/日 |
| 1.5万円以上2万円未満 | 703単位/日 |
| 1万円以上1.5万円未満 | 673単位/日 |
| 1万円未満 | 590単位/日 |

＋

加算

**【目標工賃達成加算】**（新設）**１０単位／日**
目標工賃達成指導員配置加算を算定している事業所が、工賃向上計画に基づき、工賃が実際に向上した場合の評価。

重度者支援体制加算（現行）　22～56単位/日

### （２）「利用者の就労や生産活動等への参加等」をもって一律に評価する報酬体系

基本報酬

従業員配置7.5：1　定員20人以下の場合

| 定員 | 基本報酬 | |
|---|---|---|
| | 【現行】 | 【見直し後】 |
| 20人以下 | 556単位/日 | 530単位/日 |

**従業員配置６：１（新設）**　定員20人以下の場合

| 定員 | 基本報酬 |
|---|---|
| 20人以下 | 584単位/日 |

＋

加算

ピアサポート実施加算（現行）　100単位/月

地域協働加算（現行）　30単位/日

重度者支援体制加算（現行）　22～56単位/日

減算

**【短時間利用減算】**（新設）**所定単位数の70%算定**

利用時間が４時間未満の利用者が全体の５割以上である場合（個別支援計画で一般就労等に向けた利用時間延長のための支援が位置付けられ、実際に支援を実施した場合、又は短時間利用となるやむを得ない理由がある場合は利用者数の割合の算定から除外）

## 平均工賃月額の算定方法の見直し

○　**障害特性等により、利用日数が少ない方を多く受け入れる場合があることを踏まえ、平均利用者数を用いた新しい算定式を導入する。**

【現行】

○　前年度の平均工賃月額の算定方法は以下のとおり。
ア　前年度における各月の工賃支払対象者の総数を算出
イ　前年度に支払った工賃総額を算出
ウ　工賃総額（イ）÷工賃支払対象者の総数（ア）により１人当たり平均工賃月額を算出
※ただし、障害基礎年金１級受給者が半数以上いる場合は、算出した平均工賃月額に２千円を加えた額を報酬算定時の平均工賃月額とする。

【見直し後】

【新算定式】

**年間工賃支払総額 ÷（年間延べ利用者数÷年間開所日数）÷ 12 月**

※　上記算定式の導入に伴い、現行算定方式における除外要件は廃止

# 就労定着支援の充実

## 基本報酬の設定等

○　**実施主体の追加**

・　障害者就業・生活支援センター事業を行う者を追加する。

○　**就労移行支援事業所等との一体的な実施**

・　本体施設のサービス提供に支障がない場合、就労移行支援事業所の職業指導員等の直接処遇職員が就労定着支援に従事した勤務時間を、就労定着支援員の常勤換算上の勤務時間に含める。

○　**就労定着率のみを用いた報酬体系**

・　利用者数と就労定着率に応じた報酬体系ではなく、就労定着率のみに応じた報酬体系とする。

【現行】

| 利用者数 |
|---|
| 20人以下 |
| 21人以上40人以下 |
| 41人以上 |

✖

| 就労定着率 |
|---|
| ９割５分以上 |
| ９割以上９割５分未満 |
| ８割以上９割未満 |
| ７割以上８割未満 |
| ５割以上７割未満 |
| ３割以上５割未満 |
| ３割未満 |

【見直し後】※利用者数は加味せず

| 就労定着率 |
|---|
| ９割５分以上 |
| ９割以上９割５分未満 |
| ８割以上９割未満 |
| ７割以上８割未満 |
| ５割以上７割未満 |
| ３割以上５割未満 |
| ３割未満 |

**【支援体制構築未実施減算】【新設】**
**所定単位数の90%算定**

就労定着支援終了にあたり、企業による職場でのサポート体制や職場定着に向けた生活面の安定のための支援が実施されるよう、適切な引き継ぎのための体制を構築していない場合について、減算する。

## 定着支援連携促進加算の見直し

○　**地域の就労支援機関等と連携して行うケース会議の実施を促進する観点から、会議前後にサービス管理責任者と情報を共有することを条件に、サービス管理責任者以外の者が出席する場合でも加算の対象とする。**

○　**この加算は地域の就労支援機関等と連携することにより、地域のノウハウを活用し支援効果を高めていく取組であることから、名称を「地域連携会議実施加算」に変更する。**

【現行】

**【定着支援連携促進加算】579**単位／回
（１月につき１回かつ１年につき４回を限度）

・算定に当たっては、サービス管理責任者の会議参加が必須。

【見直し後】

**【地域連携会議実施加算】（Ⅰ）579**単位／回

・　算定に当たっては、サービス管理責任者の会議参加が必須。

**【地域連携会議実施加算】（Ⅱ）405**単位／回

・　利用者の状況を把握し、支援計画に沿った支援を行う就労定着支援員が会議に参加し、会議の前後にサービス管理責任者に情報を共有した場合に算定。

※算定は(Ⅰ)(Ⅱ)合わせて１月につき１回かつ１年につき４回を限度とする。

# 新たに創設される就労選択支援の円滑な実施①

○　障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する就労選択支援を創設する。（令和７年10月１日施行）

## 対象者

○　就労移行支援又は就労継続支援を利用する意向を有する者及び現に就労移行支援又は就労継続支援を利用している者

○　令和７年10月以降、就労継続支援B型の利用申請前に、原則として就労選択支援を利用する。また、新たに就労継続支援A型を利用する意向がある者及び就労移行支援における標準利用期間を超えて利用する意向のある者は、支援体制の整備状況を踏まえつつ、令和９年４月以降、原則として就労選択支援を利用する。

## 基本報酬の設定等

○　**就労選択支援サービス費**　　**1210単位／日**

○　**特定事業所集中減算**　　**200単位／月**

正当な理由なく、就労選択支援事業所において前６月間に実施したアセスメントの結果を踏まえて利用者が利用した指定就労移行支援、指定就労継続支援Ａ型又は指定就労継続支援Ｂ型のそれぞれの提供総数のうち、同一の事業者によって提供されたものの占める割合が100分の80を超えている場合について、減算する。

## 支給決定期間

○　**原則１ヶ月**　　１ヶ月以上の時間をかけた継続的な作業体験を行う必要がある場合は、2ヶ月の支給決定を行う。

## 基本プロセス

○　短期間の生産活動等を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに就労に関する意向等整理（アセスメント）を実施。

○　アセスメント結果の作成に当たり、利用者及び関係機関の担当者等を招集して多機関連携会議を開催し、利用者の就労に関する意向確認を行うとともに担当者等に意見を求める。

○　アセスメント結果を踏まえ、必要に応じて公共職業安定所等との連絡調整を実施。

○　協議会への参加等による地域の就労支援に係る社会資源や雇用事例等に関する情報収集、利用者への進路選択に資する情報提供を実施。

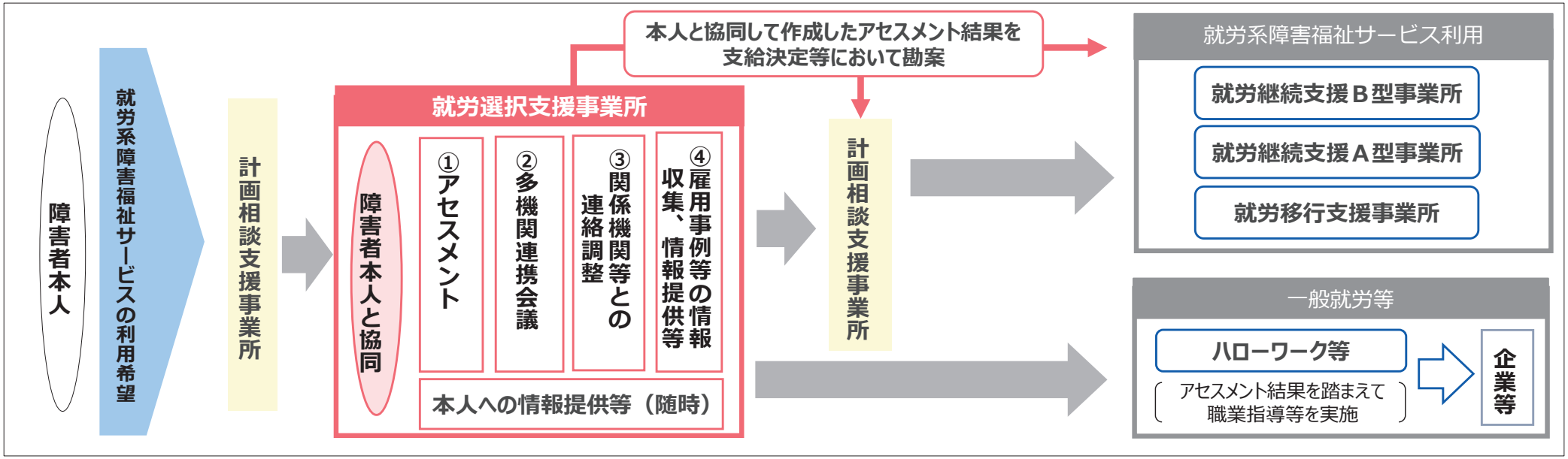

# 新たに創設される就労選択支援の円滑な実施②

## 実施主体

○　就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去３年以内に３人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものや、これらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有すると都道府県知事が認める以下のような事業者を実施主体とする。

就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、障害者就業・生活支援センター事業の受託法人、自治体設置の就労支援センター、人材開発支援助成金（障害者職業能力開発コース）による障害者職業能力開発訓練事業を行う機関等

○　就労選択支援事業者は、協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供するよう努めることとする。

## 従事者の人員配置・要件

○　**就労選択支援員**　１５：１以上

・　就労選択支援員は就労選択支援員養成研修の修了を要件とする。

※　経過措置として、就労選択支援員養成研修開始から２年間は基礎的研修又は基礎的研修と同等以上の研修の修了者を就労選択支援員とみなす。

・　就労選択支援員養成研修の受講要件としては、基礎的研修を修了していることや就労支援に関して一定の経験を有していることを要件とする。

※　基礎的研修の実施状況を踏まえ、当面の間（令和９年度末までを想定）は、現行の就労アセスメントの実施等について一定の経験を有し、基礎的研修と同等以上の研修の修了者でも受講可能とする。

・　就労選択支援は短時間のサービスであることから、個別支援計画の作成は不要とし、サービス管理責任者の配置は求めないこととする。

## 特別支援学校における取扱い

○　より効果的な就労選択に資するアセスメントを実施するため、特別支援学校高等部の３年生以外の各学年で実施できること、また、在学中に複数回実施することを可能とする。加えて、職場実習のタイミングでの就労選択支援も実施可能とする。

# 相談支援の質の向上や提供体制を整備するための方策

## ①基本報酬等の充実 （算定要件の見直しと単位数の引き上げ）

- 支援の質の高い相談支援事業所の整備を推進するため、算定要件を追加(※)した上で、**基本報酬を引き上げ**

※「協議会への定期的な参画」及び「基幹相談支援センターが行う地域の相談支援体制の強化の取組への参画」を要件に追加

| 報酬区分 | 常勤専従の相談支援専門員数 | サービス利用支援費 ※ | |
|---|---|---|---|
| | | 現行 | 報酬引き上げ |
| 機能強化（Ⅰ） | 4名以上 | 1,864単位 | 2,014単位 |
| 機能強化（Ⅱ） | 3名以上 | 1,764単位 | 1,914単位 |
| 機能強化（Ⅲ） | 2名以上 | 1,672単位 | 1,822単位 |
| 機能強化（Ⅳ） | 1名以上 | 1,622単位 | 1,672単位 |
| 機能強化なし | | 1,522単位 | 1,572単位 |

※1 継続サービス利用支援費、(継続)障害児支援利用援助費も同様に引き上げ
※2 複数事業所の協働による機能強化型報酬の対象事業所の追加
「地域生活支援拠点等を構成する事業所」に加えて、「地域生活支援拠点等に係る関係機関との連携体制を確保し、協議会に定期的に参画する事業所」を追加

- 主任相談支援専門員加算
地域の相談支援の中核的な役割を担う相談支援事業所であって、地域の相談支援事業所に助言指導を行う場合に更に評価。

| 現行 | 改正後 |
|---|---|
| 100単位 | （新）300単位（中核的な役割を担う相談支援事業所の場合）<br>100単位（上記以外） |

- 地域体制強化共同支援加算（支援困難事例等の課題の協議会への報告）
算定対象事業所を追加（※2と同じ）

## ②医療等の多機関連携のための加算の拡充等

- 医療等の多機関連携のための各種加算について、加算の対象となる場面や業務、連携対象の追加（訪問看護事業所）、算定回数などの評価の見直しを行う。

**面談・会議**
・医療機関、保育、教育機関等との面談・会議

**通院同行**
・利用者の通院に同行し、必要な情報提供を実施

**情報提供**
・関係機関に対して文書により情報提供を実施

| 加算名 | 算定場面 | 現行 | 改正後 |
|---|---|---|---|
| 医療・保育・教育機関等連携加算 | 面談・会議 | 100単位 | 計画作成月：200単位<br>モニタリング月：300単位 |
| | （新）通院同行 | － | 300単位 |
| | （新）情報提供 | － | 150単位 |
| 集中支援加算 | 訪問、会議開催、参加 | 各300単位 | 同左 |
| | （新）通院同行 | － | 300単位 |
| | （新）情報提供 | － | 150単位 |
| その他加算 | 訪問 | 200・300単位 | 300単位 |
| | 情報提供 | 100単位 | 150単位 |

※通院同行は各病院1回最大3回、情報提供は病院・それ以外で各1回算定可

- 要医療児者支援体制加算等
医療的ケアを必要とする障害児者等を支援する事業所を更に評価。

| 加算名 | 現行 | 改正後 |
|---|---|---|
| 要医療児者支援体制加算<br>行動障害支援体制加算<br>精神障害者支援体制加算 | 35単位 | 対象者あり：60単位<br>対象者なし：30単位 |
| （新）高次脳機能障害者支援体制加算 | ― | |

- 支給決定に際して市町村に提出された意思意見書について、本人の同意を得た上で、相談支援事業所がサービス等利用計画案の作成に活用できる旨周知。

## ③相談支援人材の確保及びICTの活用について

- 市町村毎のセルフプラン率等について国が公表し見える化した上で、今後、自治体の障害福祉計画に基づく相談支援専門員の計画的な養成等を促す方策を講じる。
- 機能強化型事業所で主任相談支援専門員の指導助言を受ける体制が確保されている場合、常勤専従の社会福祉士・精神保健福祉士を「相談支援員」として配置可。
- 居宅訪問が要件の加算について、一部オンラインでの面接を可能とする。
- 離島等の地域において（継続）サービス利用支援の一部オンラインでの面接を可能とするとともに、居宅や事業所等の訪問を要件とする加算を上乗せ等を認める。

# １．児童発達支援センターの機能強化等による地域の支援体制の充実

○　児童発達支援センターを中核に、身近な地域でニーズに応じた必要な発達支援が受けられる体制整備を進めるとともに、地域の障害児支援体制の充実を図る
（①障害特性に関わらず身近な地域で支援を受けられる体制の整備　②児童発達支援センターの機能・運営の強化）

## ①障害特性に関わらず身近な地域で支援を受けられる体制の整備

○　**児童発達支援ｾﾝﾀｰの基準・基本報酬**について、福祉型・医療型の類型を一元化するとともに、福祉型における３類型（障害児、難聴児、重症心身障害児）の区分も一元化
- 一元化後の新たな基準・基本報酬は、現行の福祉型（障害児）を基本に設定
- 児童発達支援ｾﾝﾀｰが治療を併せて行う場合には、旧医療型で求めていた医療法に規定する診療所に必要とされる基準を求める
- ３年（令和９年３月３１日までの間）の経過措置期間を設け、この間、一元化前の旧基準に基づく人員・設備等による支援を可能とする。この場合に算定する基本報酬・加算について、現行の基本報酬と今回の報酬改定の内容を踏まえて設定

## ②児童発達支援センターの機能・運営の強化

○　専門人材を配置して地域の関係機関と連携した支援の取組を進めるなど、４つの機能（※）を発揮して地域の障害児支援の中核的役割を担う児童発達支援ｾﾝﾀｰについて、中核拠点型と位置付けて、体制や取組に応じて段階的に評価（**中核機能強化加算**）
（※）①幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能
②地域の障害児支援事業所に対するｽｰﾊﾟｰﾊﾞｲｽﾞ・ｺﾝｻﾙﾃｰｼｮﾝ機能
③地域のｲﾝｸﾙｰｼﾞｮﾝの中核機能
④地域の発達支援に関する入口としての相談機能

○　児童発達支援ｾﾝﾀｰが未設置の地域等において、ｾﾝﾀｰ以外の事業所が中核的な役割を担う場合に評価（**中核機能強化事業所加算**）

**児童発達支援ｾﾝﾀｰ等を中核とした地域の支援体制の整備・強化**

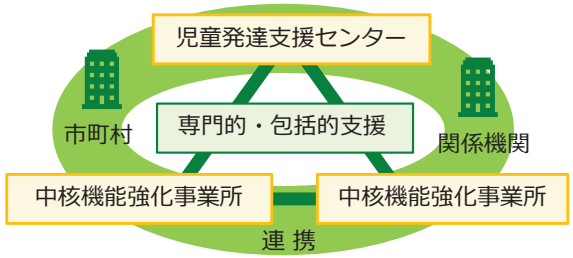


【体制の例】
- １（又は複数）の児童発達支援ｾﾝﾀｰが中核拠点型として機能を発揮
- それぞれ専門性や強みを持つ児童発達支援ｾﾝﾀｰと地域の事業所が連携して機能を発揮
- ｾﾝﾀｰが未設置の場合等に、地域の中核となる１の事業所が機能を発揮
- それぞれ専門性や強みを持つ地域の複数の事業所が連携して機能を発揮

**児童発達支援ｾﾝﾀｰ（中核拠点型）**

**新設《中核機能強化加算》**22～155単位／日
※　市町村が地域の障害児支援の中核拠点として位置付ける児童発達支援ｾﾝﾀｰにおいて、専門人材を配置して、自治体や地域の障害児支援事業所・保育所等を含む関係機関等との連携体制を確保しながら、こどもと家族に対する専門的な支援・包括的な支援の提供に取り組んだ場合

体制・取組要件
- （Ⅰ）イ＋ロ＋ハ全てに適合　55～155単位／日
- （Ⅱ）イ＋ロ　44～124単位／日
- （Ⅲ）イ又はロ　22～ 62単位／日

ハ　**多職種連携**による専門的な支援体制・取組（保育士・児童指導員、PT、OT、ST、心理、看護等）

ロ　**障害児支援の専門人材**の配置・取組（障害特性を踏まえた専門的支援・ﾁｰﾑ支援、人材育成等）

イ　**地域支援や支援のｺｰﾃﾞｨﾈｰﾄの専門人材**の配置・取組（関係機関連携・ｲﾝｸﾙｰｼﾞｮﾝの推進等）

基本要件
- **●地域における中核機関としての体制・取組**
- 市町村との連携体制、幅広い発達段階に対応する体制、ｲﾝｸﾙｰｼﾞｮﾝ推進体制、相談支援体制等の確保、取組内容の公表、外部評価の実施、職員研修の実施等

**児童発達支援事業所・放課後等ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽ（中核機能強化事業所）**

**新設《中核機能強化事業所加算》**75～187単位／日
※　市町村が地域の障害児支援の中核拠点として位置付ける事業所において、専門人材を配置して、自治体や地域の関係機関等との連携体制を確保しながら、こどもと家族に対する専門的な支援・包括的な支援の提供に取り組んだ場合

# 2．質の高い発達支援の提供の推進①

○　適切なアセスメントとこどもの特性を踏まえた総合的な支援・専門的な支援や関係機関との連携強化等を進め、個々の特性や状況に応じた質の高い発達支援の提供を推進する
（①総合的な支援の推進と特定領域への支援の評価等　②関係機関との連携の強化　③将来の自立等に向けた支援の充実、④その他）

## ①総合的な支援の推進と特定領域への支援の評価等

【児童発達支援・放課後等ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽ】

○　支援において、５領域（※）を全て含めた**総合的な支援**を提供することを基本とし、支援内容について事業所の個別支援計画等において５領域とのつながりを明確化した上で提供することを求める**《運営基準》**
（※）「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝ」「人間関係・社会性」

○　５領域とのつながりを明確化した事業所全体の支援内容を示す**支援ﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑ**の作成・公表を求める**《運営基準》**とともに、**未実施減算**を設ける

**新設《支援ﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑ未公表減算》**
所定単位数の85%算定　※令和７年４月１日から適用

○　**児童指導員等加配加算**について、専門職による支援の評価は専門的支援加算により行うこととし、配置形態（常勤・非常勤等）や経験年数に応じて評価

○　**専門的支援加算**及び**特別支援加算**について、両加算を統合し、専門的な支援を提供する体制と、専門人材による個別・集中的な支援の計画的な実施について、２段階で評価

○　**基本報酬**について、極めて短時間の支援（30分未満）は算定対象から原則除外するとともに、個別支援計画に定めた個々の利用者の支援時間に応じた評価が可能となるよう、**支援時間による区分**を設ける
・　支援時間による区分は「30分以上１時間30分以下」「１時間30分超３時間以下」「３時間超５時間以下」の３区分とする（放課後等ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽにおいては、「３時間超５時間以下」は学校休業日のみ算定可）
・　５時間（放デイ平日は３時間）を超える長時間の支援については、延長支援加算を見直し、預かりニーズに対応した延長支援として同加算により評価

○　**自己評価・保護者評価**について、実施方法を明確化する**《運営基準》**

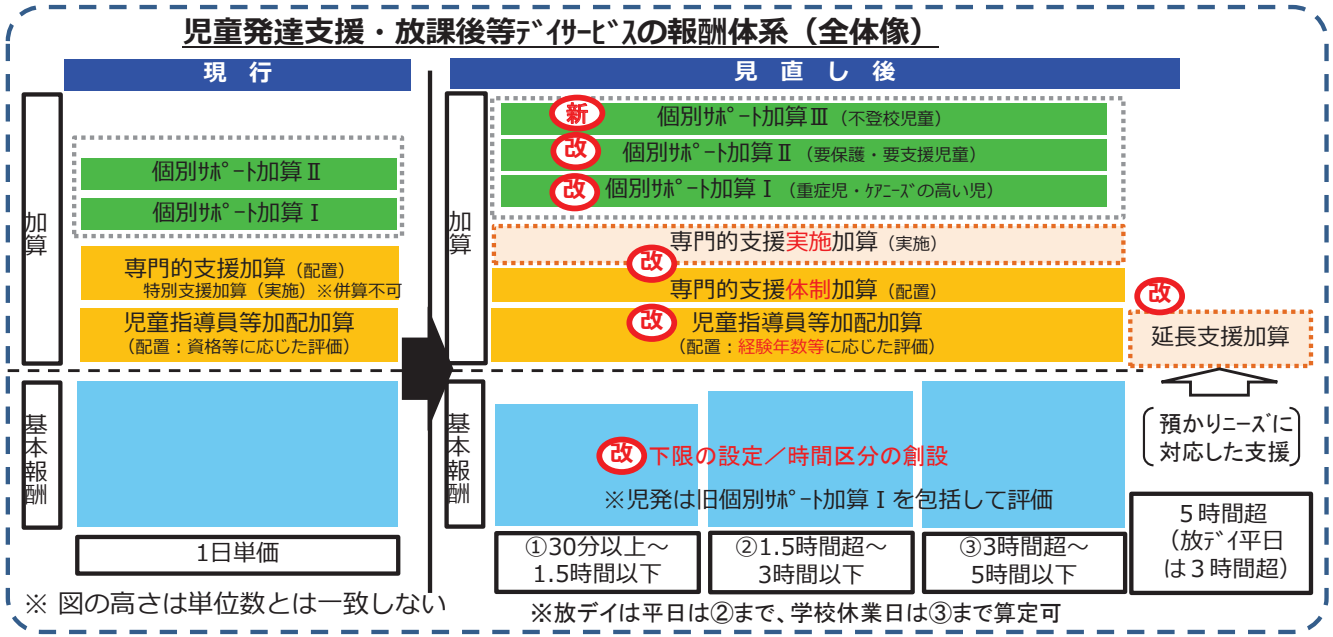


**《児童指導員等加配加算》**

| | | |
|---|---|---|
| [現行] | 理学療法士等を配置 | ７５～１８７単位／日 |
| | 児童指導員等を配置 | ４９～１２３単位／日 |
| ⬇ | その他の従業者を配置 | ３６～　９０単位／日 |
| [改定後] | 児童指導員等を配置 | |
| | 常勤専従・経験５年以上 | ７５～１８７単位／日 |
| | 常勤専従・経験５年未満 | ５９～１５２単位／日 |
| | 常勤換算・経験５年以上 | ４９～１２３単位／日 |
| | 常勤換算・経験５年未満 | ４３～１０７単位／日 |
| | その他の従業者を配置 | ３６～　９０単位／日 |

**《専門的支援加算・特別支援加算》**

| | | |
|---|---|---|
| [現行] | ○専門的支援加算 | |
| | 理学療法士等を配置 | ７５～１８７単位／日 |
| | 児童指導員を配置 | ４９～１２３単位／日 |
| ⬇ | ○特別支援加算 | ５４単位／回 |
| [改定後] | ○専門的支援体制加算 | ４９～１２３単位／日 |
| | 専門的支援実施加算 | １５０単位／回 |

（原則月４回まで。利用日数等に応じて最大６回まで）
※体制加算：理学療法士等を配置　（放デイは２回～６回まで）
実施加算：専門人材が個別・集中的な専門的支援を計画的に実施

# 2．質の高い発達支援の提供の推進②

## ②関係機関との連携の強化 【児童発達支援・放課後等ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽ】

○　**関係機関連携加算**について、対象となる関係機関に医療機関や児童相談所等を含めるとともに、個別支援計画作成時以外に情報連携を行った場合に評価

**《関係機関連携加算》**

**[現行]**
（Ⅰ）200単位／回（月１回まで）保育所や学校等と連携し個別支援計画を作成等
（Ⅱ）200単位／回（１回まで）　就学先・就職先と連絡調整

➡

**[改定後]**
（Ⅰ）250単位／回（月１回まで）保育所や学校等と連携し個別支援計画を作成等
（Ⅱ）200単位／回（月１回まで）保育所や学校等とⅠ以外で情報連携
（Ⅲ）150単位／回（月１回まで）児童相談所、医療機関等と情報連携
（Ⅳ）200単位／回（１回まで）　就学先・就職先と連絡調整

○　ｾﾙﾌﾌﾟﾗﾝで複数事業所を併用する児について、事業所間で連携し、こどもの状態や支援状況の共有等の情報連携を行った場合に評価
**（事業所間連携加算）**　※併せて、障害児支援利用計画（ｾﾙﾌﾌﾟﾗﾝ）と個別支援計画を自治体・事業所間で共有して活用する仕組みを設ける

**新設《事業所間連携加算》**
（Ⅰ）（中核となる事業所）500単位／回（月１回まで）
（Ⅱ）（連携する事業所）　150単位／回（月１回まで）
※（Ⅰ）会議開催等による事業所間情報連携、家族への相談援助や自治体との情報連携等を実施
（Ⅱ）情報連携に参画、事業所内で情報を共有し支援に反映

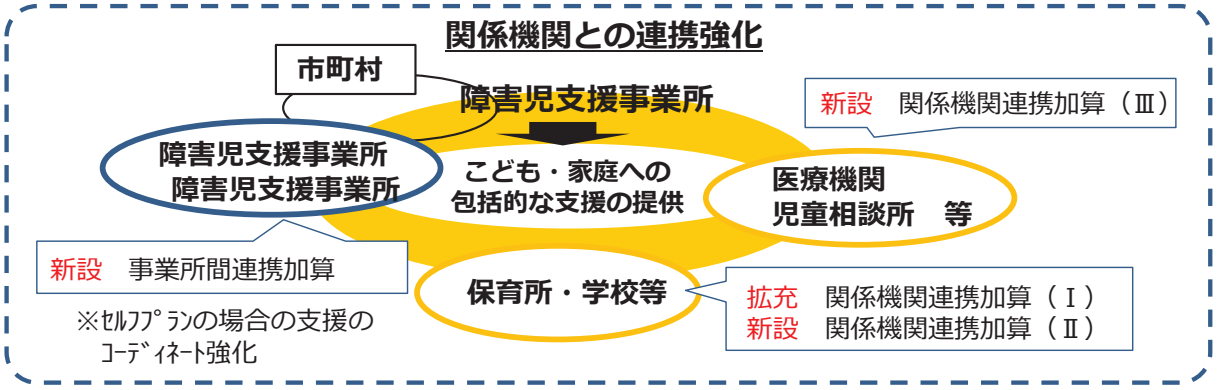


## ③将来の自立等に向けた支援の充実 【放課後等ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽ】

○　こどもの状態等も踏まえながら、通所や帰宅の機会を利用して自立に向けた支援を計画的に行った場合に評価**（通所自立支援加算）**

○　高校生について、学校や地域との連携の下、学校卒業後の生活を見据えた支援を行った場合に評価**（自立ｻﾎﾟｰﾄ加算）**

**新設《通所自立支援加算》**60単位／回（算定開始から３月まで）
※学校・居宅等と事業所間の移動について、自立して通所が可能となるよう、職員が付き添って計画的に支援を行った場合

**新設《自立ｻﾎﾟｰﾄ加算》**100単位／回（月２回まで）
※高校生（２年・３年に限る）について、学校や地域の企業等と連携しながら、相談援助や体験等の支援を計画的に行った場合

## ④その他

○　事業所に対し、障害児等の意思の尊重、こどもの最善の利益の優先考慮の下で、個別支援計画の作成、個別支援会議の実施、支援の提供を進めることを求める**《運営基準》**【障害児支援全サービス】

○　令和５年度末までの経過措置とされていた**児童発達支援ｾﾝﾀｰの食事提供加算**について、栄養面など障害児の特性に応じた配慮や、食育的な観点からの取組等を求めるとともに、取組内容に応じた評価とする見直しを行った上で、令和９年３月末まで経過措置を延長

# ３．支援ニーズの高い児への支援の充実①

○　医療的ケア児や重症心身障害児、強度行動障害を有する児をはじめ、より専門的な支援が必要な障害児への支援の充実を図り、障害特性に関わらず地域で安心して暮らし育つことができる環境整備を進める
（①医療的ケア児・重症心身障害児への支援の充実　②強度行動障害を有する児への支援の充実　③ケアニーズの高い児への支援の充実
④不登校児童への支援の充実　⑤居宅訪問型児童発達支援の充実）

## ①医療的ケア児・重症心身障害児への支援の充実

【児童発達支援・放課後等ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽ】

○　喀痰吸引等が必要な障害児に対する認定特定行為業務従事者による支援を評価する**医療連携体制加算（Ⅶ）**について、評価を見直すとともに、主として重症心身障害児に対して支援を行う事業所においても算定可能とする

**《医療連携体制加算（Ⅶ）》**　**［現行］**100単位／日　➡　**［改定後］**250単位／日
※主として重症児を支援する事業所の場合にも算定可能とする

○　**主として重症心身障害児に対し支援を行う事業所の基本報酬**について、定員による区分設定を、１人単位刻みから３人単位刻みとする。なお、同事業所の基本報酬については時間区分創設の見直しは行わない

○　医療的ケア児や重症心身障害児に、発達支援とあわせて**入浴支援**を行った場合に評価**（入浴支援加算）**

**新設《入浴支援加算》**55単位／回（月８回まで）
※放デイは70単位／回

○　**送迎加算**について、こどもの医療濃度等も踏まえて評価

**《送迎加算》**
**［現行］**障害児　５４単位／回
医療的ケア児　＋３７単位／回
（※）医療的ケア区分による基本報酬の事業所のみ算定可
看護職員の付き添いが必要

【児発ｾﾝﾀｰ、主として重症児を支援する事業所の場合】
重症心身障害児　３７単位／回
（※）職員の付き添いが必要

➡

**［改定後］**
障害児　５４単位／回　重症心身障害児　＋４０単位／回
医療的ケア児　＋４０単位　又は　＋８０単位／回
（※）医療的ケア区分による基本報酬以外の事業所でも算定可

【児発ｾﾝﾀｰ、主として重症児を支援する事業所の場合】
重症心身障害児　４０単位／回
医療的ケア児　４０単位　又は　８０単位／回
（※）医療的ケア児については医療的ケアが可能な職員の付き添いが必要
（※）重症心身障害児については、職員の付き添いが必要

80:医療的ｹｱｽｺｱ16点以上の場合

○　**居宅介護の特定事業所加算**の加算要件（重度障害者への対応、中重度障害者への対応）に、医療的ケア児及び重症心身障害児を追加

○　共生型ｻｰﾋﾞｽにおいて、医療的ケア児に対して支援を行った場合に評価**（共生型ｻｰﾋﾞｽ医療的ケア児支援加算）**

**新設《共生型ｻｰﾋﾞｽ医療的ｹｱ児支援加算》**
400単位／日　（※）看護職員等を１以上配置

## ②強度行動障害を有する児への支援の充実

【児童発達支援・放課後等ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽ】

○　**強度行動障害児支援加算**について、支援スキルのある職員の配置や支援計画の策定等を求めた上で、評価を充実する。放課後等ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽにおいて、専門人材の支援の下、行動障害の状態がより強い児に対して支援を行った場合の評価を見直す

**《強度行動障害児支援加算》**　**［現行］**155単位／日
※基礎研修修了者を配置し、強度行動障害を有する児（児基準20点以上）に対して支援

➡

**［改定後］**（Ⅰ）（児基準20点以上）200単位／日
（Ⅱ）（児基準30点以上）250単位／日（※放デイのみ）
加算開始から90日間は＋500単位／日
※実践研修修了者（Ⅱは中核的人材）を配置し、支援計画を作成し支援

※このほか、放課後等ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽの個別ｻﾎﾟｰﾄ加算（Ⅰ）においても評価を充実。また、集中的支援加算（1000単位／日（月４回まで））も創設

# 3．支援ニーズの高い児への支援の充実②

## ③ケアニーズの高い児への支援の充実

【児童発達支援・放課後等ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽ】

○　**児童発達支援の個別ｻﾎﾟｰﾄ加算（Ⅰ）**について、基本報酬に包括化して評価することとした上で、著しく重度の障害児が利用した場合を評価

**《個別ｻﾎﾟｰﾄ加算（Ⅰ）》**［現行］100単位／日
※乳幼児等ｻﾎﾟｰﾄ調査表で食事・排せつ・入浴・移動が一定の区分に該当する児に対して支援（主として重症児除く）

➡

［改定後］120単位／日
※重症心身障害児等、著しく重度の障害児に対して支援（主として重症児除く）

○　**放課後等ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽの個別ｻﾎﾟｰﾄ加算（Ⅰ）**について、強度行動障害の知識のある職員による支援を行った場合の評価を充実するとともに、著しく重度の障害児が利用した場合の評価を見直す

**《個別ｻﾎﾟｰﾄ加算（Ⅰ）》**［現行］100単位／日
※著しく重度（食事・排せつ・入浴・移動のうち３以上が全介助）又はｹｱﾆｰｽﾞの高い（就学時ｻﾎﾟｰﾄ調査表で13点以上）児に対して支援（主として重症児除く）

➡

［改定後］ｹｱﾆｰｽﾞの高い障害児に支援　90単位／日
同　基礎研修修了者を配置し支援　120単位／日
著しく重度の障害児に支援　120単位／日
（主として重症児除く）

○　**個別ｻﾎﾟｰﾄ加算（Ⅱ）**について、こども家庭ｾﾝﾀｰやｻﾎﾟｰﾄﾌﾟﾗﾝに基づく支援との連携を推進しつつ、評価を見直す

**《個別ｻﾎﾟｰﾄ加算（Ⅱ）》**［現行］125単位／日
※要保護・要支援児童に対し、児相等と連携して支援

➡

［改定後］150単位／日
※要保護・要支援児童に対し、児相やこ家セン等と連携して支援

○　**人工内耳を装用している児**に支援を行った場合を評価

**《人工内耳装用児支援加算》**
［現行］445～603単位／日
※主として難聴児を支援する児発ｾﾝﾀｰにおいて支援する場合

➡

［改定後］
（Ⅰ）児発ｾﾝﾀｰ（聴力検査室を設置）　445～603単位／日
（Ⅱ）その他のセンター・事業所　150単位／日
※医療機関との連携の下、言語聴覚士を配置し計画的に支援

○　**視覚・聴覚・言語機能に重度の障害のある児**に対して、意思疎通に関して専門性を有する人材を配置して支援を行った場合を評価
**（視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算）**

新設**《視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算》**100単位／日

## ④不登校児童への支援の充実

【放課後等ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽ】

○　放課後等ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽにおいて、不登校児童に対して、通常の発達支援に加えて、学校との連携を図りながら支援を行った場合を評価**（個別ｻﾎﾟｰﾄ加算（Ⅲ））**

新設**《個別ｻﾎﾟｰﾄ加算（Ⅲ）》**70単位／日
※放デイのみ

## ⑤居宅訪問型児童発達支援の充実

※見直し内容については、５．ｲﾝｸﾙｰｼﾞｮﾝの推進（保育所等訪問支援の充実）等を参照

○　支援において５領域を全て含めた**総合的な支援**を提供することや、事業所の**支援プログラムの作成・公表**等を求める
○　効果的な支援の確保・促進（**支援時間の下限**の設定、**訪問支援員特別加算**の見直し、**多職種連携支援加算**の新設）
○　強度行動障害の支援スキルのある訪問支援員が専門的な支援を行った場合を評価（**強度行動障害児支援加算**の新設）
○　障害児の家族に対して相談援助や養育力向上の支援等を行った場合を評価（**家族支援加算**の新設）

# 4．家族支援の充実

○　養育支援や預かりニーズへの対応など、保護者・きょうだいへの家族支援を推進し、家族全体のウェルビーイングの向上を図る（①家族への相談援助等の充実　②預かりニーズへの対応）

## ①家族への相談援助等の充実

【児童発達支援・放課後等ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽ】　※保育所等訪問支援・居宅訪問型児童発達支援においても、家族支援の評価を充実

○　**家庭連携加算**（居宅への訪問による相談援助）と**事業所内相談支援加算**（事業所内での相談援助）について、統合し、ｵﾝﾗｲﾝによる相談援助を含め、個別とｸﾞﾙｰﾌﾟでの支援に整理して評価。きょうだいも相談援助等の対象であることを明確化

**《家庭連携加算・事業所内相談支援加算》**

**［現行］《家庭連携加算》**
居宅訪問　280単位（１時間未満187単位）／回（月４回まで）
**《事業所内相談支援加算》**
（Ⅰ）（個別相談）　100単位／回（月１回まで）
（Ⅱ）（グループ）　80単位／回（月１回まで）

➡

**［改定後］《家族支援加算》**（Ⅰ・Ⅱそれぞれ月４回まで）
（Ⅰ）個別の相談援助等　居宅訪問　300単位（１時間未満200単位）／回
施設等で対面　100単位／回
ｵﾝﾗｲﾝ 80単位／回
（Ⅱ）ｸﾞﾙｰﾌﾟでの相談援助等　施設等で対面 80単位／回
ｵﾝﾗｲﾝ 60単位／回

○　家族が支援場面等を通じて、こどもの特性や、特性を踏まえたこどもへの関わり方等を学ぶことができる機会を提供した場合に評価**（子育てｻﾎﾟｰﾄ加算）**

**新設《子育てｻﾎﾟｰﾄ加算》**80単位／回（月４回まで）
※保護者に支援場面の観察や参加等の機会を提供した上で、こどもの特性や、特性を踏まえたこどもへの関わり方等に関して相談援助等を行った場合

## ②預かりニーズへの対応

【児童発達支援・放課後等ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽ】

○　基本報酬の評価において、支援時間に応じた区分を設定することとあわせて、**延長支援加算**を見直し、一定の時間区分を超えた時間帯の支援について、預かりニーズに対応した延長支援として評価

**《延長支援加算》**

**［現行］**

| | 障害児 | 重症心身障害児 |
|---|---|---|
| 延長１時間未満 | 61単位／日 | 128単位／日 |
| 同１時間以上２時間未満 | 92単位／日 | 192単位／日 |
| 同２時間以上 | 123単位／日 | 256単位／日 |

※営業時間が８時間以上であり、営業時間の前後の時間において支援を行った場合（人員基準により置くべき直接支援職員１名以上を配置）

➡

**［改定後］**

| | 障害児 | 重症心身障害児・医療的ｹｱ児 |
|---|---|---|
| 延長１時間以上２時間未満 | 92単位／日 | 192単位／日 |
| 同２時間以上 | 123単位／日 | 256単位／日 |
| （延長30分以上１時間未満 | 61単位／日 | 128単位／日） |

※基本報酬における最長の時間区分に対応した時間（児発：５時間、放ﾃﾞｲ：平日３時間・学校休業日５時間）の発達支援に加えて、当該支援の前後に預かりニーズに対応した支援を行った場合（職員２名以上（うち１名は人員基準により置くべき職員（児童発達支援管理責任者含む）を配置）
なお、延長30分以上１時間未満の単位は、利用者の都合等で延長時間が計画よりも短くなった場合に限り算定可

# 5．インクルージョンの推進

○　保育所等への支援を行いながら併行通園や保育所等への移行を推進するなど、インクルージョンの取組を推進し、障害の有無に関わらず全てのこどもが共に育つ環境整備を進める
（①児童発達支援・放課後等デイサービスにおけるインクルージョンに向けた取組の推進　②保育所等訪問支援の充実）

## ①児童発達支援・放課後等デイサービスにおけるインクルージョンに向けた取組の推進

○　事業所に対し、併行通園や保育所等への移行等、ｲﾝｸﾙｰｼﾞｮﾝ推進の取組を求めるとともに、事業所の個別支援計画において具体的な取組等について記載しその実施を求める**《運営基準》**

○　**保育・教育等移行支援加算**について、保育所等への移行前の移行に向けた取組等についても評価

**《保育・教育等移行支援加算》**　**［現行］**500単位／回（１回まで）
※通所支援事業所を退所して保育所等に通うことになった場合
（退所後に居宅等を訪問して相談援助を行った場合）

➡ **［改定後］**退所前に移行に向けた取組を行った場合　500単位／回（２回まで）
退所後に居宅等を訪問して相談援助を行った場合　500単位／回（１回まで）
同　保育所等を訪問して助言・援助を行った場合　500単位／回（１回まで）

## ②保育所等訪問支援の充実　<効果的な支援の確保・促進>

○　訪問支援時間に下限を設定し、30分以上とすることを求める。事業所に対し、ｲﾝｸﾙｰｼﾞｮﾝ推進の取組、個別支援計画について、保育所や学校等の訪問先と連携しての作成等を求める**《運営基準》**。ﾌｨｰﾄﾞﾊﾞｯｸやｶﾝﾌｧﾚﾝｽ、関係機関との連携等においてｵﾝﾗｲﾝの活用を推進

○　訪問先施設に加えて、利用児童の支援に関わる医療機関や児童相談所等の関係機関と連携して個別支援計画の作成やｹｰｽ会議等を実施した場合に評価**（関係機関連携加算）**

**新設《関係機関連携加算》**150単位／回（月１回まで）

○　自己評価・保護者評価・訪問先評価の実施・公表を求める**《運営基準》**とともに、未実施減算を設ける

**新設《自己評価結果等未公表減算》**
所定単位数の85%算定　※令和７年４月１日から適用

○　**訪問支援員特別加算**について、配置のみではなく当該職員による支援の実施を求めるとともに、経験のある訪問支援員への評価を見直す

**《訪問支援員特別加算》**　**［現行］**679単位／日
※保育士等、作業療法士等で障害児支援の業務従事５年以上の職員を配置

➡ **［改定後］**（Ⅰ）業務従事10年以上（又は保育所等訪問等５年以上）８５０単位／日
（Ⅱ）　同　５年以上（同　３年以上）７００単位／日

○　職種の異なる複数人のﾁｰﾑでの多職種連携による支援について評価**（多職種連携支援加算）**

**新設《多職種連携支援加算》**200単位／回（月１回まで）
※訪問支援員特別加算の対象となる訪問支援員を含む、職種の異なる複数人で連携して訪問支援を行った場合

### <ケアニーズの高い児のインクルージョン推進>

○　重症心身障害児等の著しく重度の障害児、医療的ケア児、強度行動障害を有する児へ支援を行った場合に評価
**（ｹｱﾆｰｽﾞ対応加算・強度行動障害児支援加算）**

**新設《ｹｱﾆｰｽﾞ対応加算》**120単位／日
※訪問支援員特別加算の対象となる訪問支援員を配置し、支援

**新設《強度行動障害児支援加算》**200単位／日
※実践研修修了者を配置し、強度行動障害を有する児（児基準20点以上）に対して、支援計画を作成し、基礎研修又は実践研修修了者が支援

### <家族支援の充実>

○　家族支援の評価を見直す

**［現行］《家庭連携加算》**
居宅訪問　280単位
（１時間未満187単位）／回
（月２回まで）

➡ **［改定後］《家族支援加算》**（Ⅰは月2回まで・Ⅱは月4回まで）
（Ⅰ）個別の相談援助等　居宅訪問300単位（１時間未満200単位）／回
事業所等で対面 100単位／回　ｵﾝﾗｲﾝ 80単位／回
（Ⅱ）ｸﾞﾙｰﾌﾟでの相談援助等　事業所等で対面 80単位／回　ｵﾝﾗｲﾝ 60単位／回

# 6．障害児入所施設における支援の充実

○　障害児入所支援について、家庭的な養育環境の確保と専門的支援の充実、成人期に向けた移行支援の強化を図り、施設での障害児の育ちと暮らしを支える
（①地域生活に向けた支援の充実　②小規模化等による質の高い支援の提供の推進　③支援ニーズの高い児への支援の充実　④家族支援の充実）

## ①地域生活に向けた支援の充実

○　移行支援計画を作成し同計画に基づき移行支援を進めることを求める**《運営基準》**

○　移行支援計画を作成・更新する際に、関係者が参画する会議を開催し、連携・調整を行った場合に評価**（移行支援関係機関連携加算）**

○　特別な支援を必要とする児の宿泊・日中活動体験時に支援を行った場合に評価**（体験利用支援加算）**

○　**職業指導員加算**について、専門的な支援を計画的に提供することを求める内容に見直す

**新設《移行支援関係機関連携加算》**
250単位／回（月１回まで）

**新設《体験利用支援加算》**
（Ⅰ）(宿泊)　700単位／日（１回３日・２回まで）
（Ⅱ）(日中活動)500単位／日（１回５日・２回まで）

**［現行］《職業指導員加算》**
8～296単位／日
※職業指導員を専任で配置

➡

**［改定後］《日中活動支援加算》**16～322単位／日
※経験を有する職業指導員を専任で配置し、日中活動に関する計画を作成し支援

## ②小規模化等による質の高い支援の提供の推進

○　できる限り良好な家庭的な環境の中で支援を行うことを求める**《運営基準》**

○　**小規模グループケア加算**について、より小規模なケアとサテライト型の評価を見直す

**《小規模ｸﾞﾙｰﾌﾟｹｱ加算》**
**［現行］**240単位／日　ｻﾃﾗｲﾄ型＋308単位／日
※専任の児童指導員等を１以上（ｻﾃﾗｲﾄ型は２以上）配置
⬇
**［改定後］**規模に応じて186～320単位／日　ｻﾃﾗｲﾄ型＋378単位／日
※ｻﾃﾗｲﾄ型は３以上（うち２は兼務可）配置

○　**基本報酬（主として知的障害児に支援を行う場合）**について、利用定員規模別の報酬設定をよりきめ細かく（11人以上～40人以下の区分を10人刻みから5人刻みに）設定するとともに、大規模の定員区分について整理（111人以上の区分を削る）

## ③支援ニーズの高い児への支援の充実

（※このほか、強度行動障害を有する児について、集中的支援加算（Ⅰ）広域的支援人材による支援：1000単位/日（月４回まで）
（Ⅱ）他施設等からの受入れ：500単位/日（いずれも３月以内）も創設）

○　**強度行動障害児特別支援加算**について、体制・設備の要件を整理し評価を見直すとともに、行動障害の状態がより強い児への支援について、専門人材の配置等を求めた上で評価を見直す

**《強度行動障害児特別支援加算》**
**［現行］**７８１単位／日
加算開始から90日間は＋700単位／日

➡

**［改定後］**（Ⅰ）（児基準20点以上）３９０単位／日
（Ⅱ）（児基準30点以上）７８１単位／日　※90日間＋700単位は変更なし
※加配・設備要件を緩和。Ⅱについて中核的人材を配置

○　被虐待児に対して、関係機関とも連携しながら心理面からの支援を行った場合に評価**（要支援児童加算）**

**新設《要支援児童加算》**（Ⅰ）（関係機関と連携した支援）　150単位／回（月１回まで）
（Ⅱ）（心理担当職員による計画的な心理支援）150単位／回（月４回まで）

## ④家族支援の充実

○　入所児童の家族に対して相談援助や養育力向上の支援等を行った場合に評価**（家族支援加算）**

**新設《家族支援加算》**（Ⅰ・Ⅱそれぞれ月２回まで）
（Ⅰ）個別の相談援助等　居宅訪問300単位（１時間未満200単位）／回
施設等で対面 100単位／回　ｵﾝﾗｲﾝ 80単位／回
（Ⅱ）ｸﾞﾙｰﾌﾟでの相談援助等　施設等で対面 80単位／回　ｵﾝﾗｲﾝ 60単位／回